

改 正 後 改 正 前

個⑥022 (付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【表面】

個⑥022 (付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【裏面】

(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与税の非課税及び相対時精算課税選択の特例(以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。
○この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補 助 金 等 の 名 称	交 付 年 月 日	交 付 対 象 <small>※該当する箇所を○で囲んでください。</small>	補 助 金 等 の 額 (※) 円
	平 . . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。
なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑧又は⑨の額をそれぞれ④の②欄又は⑤の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	㉔ 家 屋	㉕ 土 地 等
補助金等控除前の取得対価の額	① 円	円
交付を受ける補助金等の合計額	②	
取得対価の額 (①-②)	③ (赤字のときは0)	(赤字のときは0)

④の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の②欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の③欄に転記してください。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額	④ 円
交付を受ける補助金等の合計額	⑤
増改築等の費用の額 (④-⑤)	⑥ (赤字のときは0)

計算明細書の「3増改築等をした部分に係る事項」の①欄に転記してください。

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の②欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「⑥×計算明細書の⑩の①」の算式で計算した額を記入します。

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定) 断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨ (⑦-⑧) <small>※30万円を超える場合に限り、</small>
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) <small>※30万円を超える場合に限り、</small>
円	円	円

計算明細書の「6特定の増改築等に係る事項」の③欄に転記してください。

計算明細書の「6特定の増改築等に係る事項」の④欄に転記してください。

※ ⑨又は⑫の金額が30万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	㉙ 家 屋	㉚ 土 地 等	㉛ 合 計	㉜ 増 改 築 等
取得対価の額	⑬ 円	円	円	円
あなたの共有持分 (計算明細書の①欄)	⑭ /	/		/
(⑬ × ⑭)	⑮ 円	円	円	円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額※	⑯			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (⑬ - ⑯)	⑰ (赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の①をそれぞれ転記してください。

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の②欄にそれぞれ転記してください。

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した⑳又は㉑の金額をそれぞれ㉙の⑰欄又は㉚の⑰欄に転記します。

改 正 後	改 正 前
<p>個⑥022（付表1）補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">書 き 方（提出用）</p> <p>1 ①平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、②「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」（以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受けたときは、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額からこれらの額を控除して（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算します。</p> <p>2 「Ⅰ 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算」</p> <p>(1) 補助金等の範囲 住宅の取得等の対価の額又は費用の額から控除すべき「補助金等」は、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。</p> <p>(2) 「2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合」欄 表面の④の②欄又は⑤の②欄は、「1 補助金等の内訳」の交付対象の別にその合計額を記入します。 なお、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額⑩と、「土地等」に係る補助金等の額⑪とに区分した金額をそれぞれ表面の④の②欄又は⑤の②欄に転記してください。 ④ マンションなどの区分所有建物のように、家屋及びその土地等の居住の用に供する割合が同じで共有でなく、かつ、「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等を有する場合で、それぞれの取得対価の額を区分しないときは、この欄の記入は省略し、家屋及び土地等の取得対価の額の合計額からその補助金等の額を差し引いた金額を計算明細書の⑥の②欄に記入します。</p> <p>イ「家屋」に係る補助金等の額の計算</p> $\text{「家屋」の補助金等の額} + \text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \frac{\text{表面の④の①欄の金額}}{\text{表面の④の①欄の金額} + \text{表面の⑤の①欄の金額}} = \text{⑩} \quad (\text{円})$ <p>ロ「土地等」に係る補助金等の額の計算</p> $\text{「土地等」の補助金等の額} + \text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \frac{\text{表面の⑤の①欄の金額}}{\text{表面の④の①欄の金額} + \text{表面の⑤の①欄の金額}} = \text{⑪} \quad (\text{円})$ <p>(3) 「3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合」欄 家屋につき行う一定の増改築等の工事で、その工事に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。 なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等又は(特定)断熱改修工事等を含む増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、表面の⑥欄にはこれらの補助金等の額の合計額（計算明細書の⑩欄又は表面の⑧欄又は⑩欄の金額の合計額）を記入します。</p> <p>(4) 「4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受けた場合」欄 家屋につき行う増改築等の工事で、その工事で併せて行うその家屋の断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。</p> <p>3 「Ⅱ 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算」 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合は、家屋の新築若しくは購入の対価の額又は増改築等に要した費用の額からその適用を受けた部分の金額を差し引いた額が、その家屋や土地等の取得対価の額等となります。 表面の⑩欄については、この特例の適用を受けた金額のうち、「家屋」、「土地等」又は「増改築等」の取得等の対価の額又は費用の額に充てた金額をそれぞれ書きます。 なお、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合で共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額⑫と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額⑬とに区分した金額をそれぞれ表面の⑥の②欄又は⑦の②欄に転記してください。</p> <p>イ「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算</p> $\text{「家屋」に関し特例の適用を受けた金額} + \text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \frac{\text{計算明細書の⑫の金額又は表面の④の①欄の金額}}{\text{計算明細書の⑫の金額又は表面の④の①欄の金額} + \text{計算明細書の⑬の金額又は表面の⑤の①欄の金額}} = \text{⑫} \quad (\text{円})$ <p>ロ「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算</p> $\text{「土地等」に関し特例の適用を受けた金額} + \text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \frac{\text{計算明細書の⑬の金額又は表面の⑤の①欄の金額}}{\text{計算明細書の⑫の金額又は表面の④の①欄の金額} + \text{計算明細書の⑬の金額又は表面の⑤の①欄の金額}} = \text{⑬} \quad (\text{円})$	<p>個⑥022（付表1）補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>